



許可番号第 02320004980 号

産業廃棄物処分業許可証

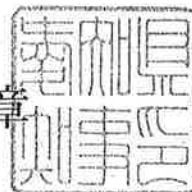


住 所 海部郡飛島村木場二丁目12番地

氏 名 株式会社 タイヨー
代表取締役 森下 大樹 様
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第六項の許可を受けた者であることを証する。

愛知県知事 大村 秀 章



許可の年月日 令和 2 (2020) 年12月 3日
許可の有効年月日 令和 9 (2027) 年10月 5日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処分 (圧縮、圧縮・選別、乾燥、切断、選別、破碎)

(2) 産業廃棄物の種類

ア 圧縮

廃プラスチック類 (自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、紙くず、繊維くず、ガラスくず・コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず (グラスウール類に限る。)

以上 4 品目 (水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

イ 圧縮・選別

廃プラスチック類 (廃タイヤに限る。)、金属くず (自動車等破碎物を除く。)

以上 2 品目 (水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

ウ 乾燥

ガラスくず・コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず (自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く廃石膏に限る。)

以上 1 品目 (水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

エ 切断

複写厳禁
タイヨー

廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、
紙くず、木くず、繊維くず

以上 4品目（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

オ 選別

廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、
紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、
ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）
及び陶磁器くず（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、
がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）

以上 8品目（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

カ 破砕

廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、
紙くず、木くず、繊維くず、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、
改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物
及び石綿含有産業廃棄物を除く。）

以上 5品目（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

2 事業の用に供するすべての施設

(1) 圧縮施設

ア 設置場所

海部郡飛島村木場二丁目12番

イ 設置年月日

平成30年5月1日

ウ 処理能力

廃プラスチック類（自動車等破砕物及
び石綿含有産業廃棄物を除く。）

947.04t/日 (39.46t/時間)

紙くず

1082.64t/日 (45.11t/時間)

繊維くず

426.48t/日 (17.77t/時間)

ガラスくず・コンクリートくず（工作物
の新築、改築又は除去に伴って生じたもの
を除く。）及び陶磁器くず（グラスウール
類に限る。）

121.2t/日 (5.05t/時間)

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

エ 許可年月日及び許可番号

該当なし

複写厳禁
(株)タイヨー

(2) 圧縮・選別施設

ア 設置場所

海部郡飛島村木場二丁目12番

イ 設置年月日

平成 21 年 4 月 1 日

ウ 処理能力

廃プラスチック類（廃タイヤに限る。）、金属くず（自動車等破砕物を除く。）

46.56t/日 (1.94t/時間)

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

エ 許可年月日及び許可番号

該当なし

(3) 乾燥施設

ア 設置場所

海部郡飛島村木場二丁目 11 番

イ 設置年月日

平成 21 年 8 月 3 日

ウ 処理能力

ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く廃石膏に限る。）

48.96t/日 (2.04t/時間)

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

エ 許可年月日及び許可番号

該当なし

複写厳禁
(株) タイヨー

(4) 切断施設

ア 設置場所

海部郡飛島村木場二丁目 12 番

イ 設置年月日

平成 21 年 4 月 1 日

ウ 処理能力

廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）

30t/日 (1.25t/時間)

紙くず

2.64t/日 (0.11t/時間)

木くず

18.24t/日 (0.76t/時間)

繊維くず

41.04t/日 (1.71t/時間)

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

エ 許可年月日及び許可番号

該当なし

(5) 選別施設

ア 設置場所

海部郡飛島村木場二丁目12番

イ 設置年月日

平成20年9月1日

ウ 処理能力

廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）

332.4m³/日（13.85m³/時間）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

エ 許可年月日及び許可番号

該当なし

(6) 選別施設

ア 設置場所

海部郡飛島村木場二丁目26番

イ 設置年月日

平成26年7月1日

ウ 処理能力

廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）

1225.44m³/日（51.06m³/時間）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

エ 許可年月日及び許可番号

該当なし

複写厳禁
(株)タイヨー

(7) 破砕施設

ア 設置場所

海部郡飛島村木場二丁目11番

イ 設置年月日

平成14年8月31日

ウ 処理能力

廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）

4.8t/日 (0.48t/時間)

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

エ 許可年月日及び許可番号

該当なし

(8) 破砕施設

ア 設置場所

海部郡飛島村木場二丁目11番

イ 設置年月日

平成21年8月3日

ウ 処理能力

ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）

117.12t/日 (4.88t/時間)

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

エ 許可年月日及び許可番号

該当なし

複写厳禁
(株)タイヨー

(9) 破砕施設

ア 設置場所

海部郡飛島村木場二丁目26番

イ 設置年月日

平成27年2月1日

ウ 処理能力

廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）

4.84t/日 (0.605t/時間)

紙くず

4.67t/日 (0.584t/時間)

木くず

4.72t/日 (0.59t/時間)

繊維くず

4.67t/日 (0.584t/時間)

廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず

4.24t/日 (0.53t/時間)

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

エ 許可年月日及び許可番号
該当なし

3 許可の条件
なし

4 許可の更新又は変更の状況
平成20年10月 6日 新規許可
平成26年 1月 6日 更新許可(優良認定)
令和 2年12月 3日 更新許可(優良認定)

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無
有 ・ ㊟

複写厳禁
(株)タイヨー

